

NPO法人糸満市体育協会 支部体協・競技団体育成補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、NPO法人糸満市体育協会の加盟支部体育協会及び加盟競技団体・専門部競技種目へ競技スポーツの普及・振興を図るため、これを推進する団体に交付するものとする。

(補助金の種類)

第2条 育成補助金の種類は次のとおりとする。

(1) 糸満市からの育成費

① 支部体育協会	1 律	<u>150,000円</u>
② 加盟競技団体	1 律	<u>30,000円</u>

(2) 西崎運動公園指定管理団体からの育成費

① 支部体育協会	1 律	<u>120,000円</u>
② 加盟競技団体	1 律	<u>30,000円</u>
③ 専門部長中心の専門部		<u>30,000円</u>

(補助金対象経費)

第3条 育成補助金の対象となる経費は、各種加盟団体の活動に要する経費とする。また、競技団体に合っては、沖縄県民体育大会の強化対策等の活動費にも充てるものとする。

(育成補助金の交付申請)

第4条 各種団体は、育成補助金の交付を受けようとする時は、NPO法人糸満市体育協会育成補助金申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて体育協会会長に提出しなければならない。

(1) 支部体協・加盟競技団体

- ① 前年度事業報告書・決算書
- ② 事業計画書及び収支予算書
- ③ 会則 ※総会資料でも良い
- ④ 役員名簿
- ⑤ その他活動状況のわかる資料(大会要項・試合結果等)

(育成補助金の交付決定)

第5条 体育協会長は前条の申請があった時は、その内容を審査し適正と認めた時に交付決定する。

(その他)

第6条 この要綱にある育成補助金の交付額については、糸満市体育協会育成補助金承認及び西崎運動公園指定管理団体の経営状況に応じて毎年変動がある

- (1) 糸満市からの育成補助金については、公金等の関係で育成費の用途について精査すること
- (2) 支部体協については、陸上大会を実施していない支部へは指定管理からの育成費は支給しない。 ※H30年度より文章にして追加

付則

この要綱は平成25年6月1日から施行する。